



## 豊田市立青木小学校 いじめ防止基本方針

青木小学校では、日々の学習や学校生活の中での様々な活動を通して、自己肯定感や自己有用感をもち、仲間と共に人間的に成長する子どもを育てるとともに、魅力ある学校づくりを進めてまいります。中でも、学校づくりの柱である「五つのいっぽい」（あいさつ・花・歌・気づき・汗）を通して、子どもたちの自主的な活動の意欲を高めるとともに、思いやりの心を育てようと取り組んでいます。

さて、子どもたちが、安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組めるよう、本校の「令和6年度版 いじめ防止基本方針」を策定しました。

### 1 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、子どもからの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応します。月1回情報交換を行い、対応について協議します。

### 2 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) 未然防止の取組

- ①子ども同士の関わりを大切に、互いに認め合い共に成長していく温かい学級づくりを進めます。
- ②子どもの気付きや努力を認め、自己肯定感を育みます。
- ③教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さと相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ④デジタル・シティズンシップ教育を推進し、SNS等の正しい利用とマナーについて理解を深めます。
- ⑤感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導します。

#### (2) 早期発見の取組

- ①相談アンケート及び教育相談の定期的な実施、また、学習用タブレットを活用した相談等、子どものサインを見逃さないよう努めます。
- ②子どもと教師との温かい人間関係づくり、保護者との信頼関係づくりに努め、相談しやすい環境を整えます。
- ③教職員間だけでなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家との情報共有を図ります。
- ④「相談窓口カード」等で外部の相談機関を紹介し、子どもが相談しやすい環境を整えます。

### (3) いじめへの対処

- ①いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ②いじめを受けている子どもを守り通すという姿勢で対応し、保護者に対しては、事実を伝え、家庭との連絡を密にして信頼関係の構築を図ります。
- ③いじめをしている子どもには教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。保護者に対しては事実を伝え、子どもの立ち直りに向けて、保護者の思いに寄り添いながら助言を行います。
- ④保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、豊田市青少年相談センター・警察署・豊田加茂児童相談センター等の関係機関と連携して、いじめに対応します。
- ⑤いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを進めます。

## いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）について

子どもたちの中には、だれにも相談できず「いじめ」で悩んでいる子もいます。言葉では伝えられなくても、毎日の生活の中に、これまでとは違った行動や態度などが現れます。お子さんの様子について、「いじめのサイン発見チェックシート」を活用して、普段の生活との違いを確認してみてください。学校ホームページにも掲載しますので、気になるときはご活用ください。

「あれ？ もしかして…」と思ったら…

- まずは、お子さんにとって良き相談相手になり、話を聞いてください。気持ちを「聞いてくれる」「受け入れてくれる」という思いをお子さんがもてることが大切です。
- 様子がおかしくても、問い合わせたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。  
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」  
「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」
- ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校、または、以下の相談窓口等へご相談ください。

【豊田市の相談窓口】

\*パルクとよた相談部 ☎0565-33-9955 (月～土 9:00～17:00)

\*はあとラインとよた ☎0565-31-7867 (月～金 9:00～17:00)